

平成 30 年度障害者施策の概況 (令和元年版障害者白書)

< 概要 >

令和元年 6 月
内閣府

この文書は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 13 条の規定に基づき、障害者のために講じた施策の概況について報告を行うものである。

障害者白書について

障害者基本法に基づき、毎年、国会に提出（法定白書）。今年で 26 回目（※）。

＜障害者基本法＞（昭和45年法律第84号）

第13条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

（※）現在の障害者基本法は、昭和 45 年に成立した心身障害者対策基本法が、平成 5（1993）年に改正され、法律名称が「障害者基本法」に改められたものであり、同改正に伴い、いわゆる法定白書としての「障害者白書」の国会提出が規定されたもの（「障害者白書」は、平成 6（1994）年版より作成されている）。

目次

第1章 障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり

第1節 広報・啓発等の推進

第2節 障害を理由とする差別の解消の推進

第3節 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

第2章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第1節 障害のある子供の教育・育成に関する施策

第2節 雇用・就労の促進施策

第3章 日々の暮らしの基盤づくり

第1節 生活安定のための施策

第2節 保健・医療施策

第4章 住みよい環境の基盤づくり

第1節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策

第2節 障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

第5章 国際的な取組

我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策

TOPICS

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた取組の推進について
- ・障害者差別解消に関する取組事例
- ・心のバリアフリーの普及について
- ・ピクトグラム（案内用図記号）のJIS改正について
- ・共生社会ホストタウンについて
- ・特別支援学校学習指導要領等の改訂について
- ・学習者用デジタル教科書の制度化
- ・学校における医療的ケアの実施に関する検討会議まとめ
- ・医療的ケアが必要な子供と家族が、安心して心地良く暮らすために
- ・文部科学省 障害者活躍推進プラン
- ・公務部門における障害のある人の活躍の場の拡大
- ・障害者の就労支援における農福連携
- ・障害者優先調達推進法に基づく国等の取組について
- ・障害者総合支援法の成立と沿革
- ・地域における発達障害者支援体制の整備
- ・東京2020パラリンピック競技大会
- ・インドネシア2018アジアパラ競技大会
- ・スポーツを通じた共生社会実現に向けた取組
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画について
- ・障害者の芸術文化活動拠点の全国への広がり
- ・「ここから3ー障害・年齢・共生を考える5日間」展について
- ・障害者自立支援機器等開発促進事業～開発助成とシーズ・ニューズマッチング交流会～
- ・共生社会等に関する基本理念等の普及啓発について
- ・依存症について
- ・保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- ・バリアフリーに係る制度・仕組みの見直し
- ・心のバリアフリーの推進
- ・ホテル・旅館・観光地のバリアフリー化
- ・公共交通機関・建築物等のトイレのバリアフリー化
- ・主要鉄道駅・主要ターミナルにおけるバリアフリー化
- ・バス・タクシー・航空のバリアフリー化
- ・ICTの活用によるシームレスな移動の実現
- ・外国人や障害のある人等が利用する施設における避難誘導等の多言語対応等に関する取組の促進
- ・救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用
- ・音声によらない119番通報
- ・IoT・AIなどテクノロジーの進展を踏まえた新たな共生社会の実現
- ・著作権法の一部を改正する法律の公布・施行
- ・情報バリアフリーの促進
- ・聴覚に障害のある人にも電話というツールを～電話リレーサービス～
- ・障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト

【令和元年版 障害者白書のポイント】

東京オリンピック・パラリンピック開催も契機とした、心のバリアフリー、障害への理解促進・交流、障害者の活躍推進の取組を全編にわたって報告掲載。教育、雇用、生活、まちづくり、情報・意思疎通など、各分野の官民の取組、具体事例を40項目のトピックスで紹介。

第1章 障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり

第1節 広報・啓発等の推進

- 障害者週間（毎年12月3日～9日）における全国的な広報・啓発活動、国民への理解促進のため取組の推進
- 学校教育における理解促進等の取組
教育委員会が主体となり、学校において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を実施

第2節 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法の円滑な施行の推進
 - ・ 合理的配慮の提供等事例の収集・整理、活用促進
 - ・ 障害者差別解消支援地域協議会の設置促進
地域の関係機関が連携し、差別事案への効果的な対応や紛争解決の後押しを行えるよう、自治体における地域協議会の設置を促進

第3節 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

- ユニバーサルデザイン2020 行動計画に基づく取組の推進
 - ・ 心のバリアフリーの普及
一人一人の理解と行動を促す「心のバリアフリー」の研修教材を作成、学校、企業、地域などで幅広く活用を促進
 - ・ 共生社会ホストタウンの取組
パラリンピアンを迎えることを契機に、選手との交流、心のバリアフリーなどユニバーサルデザインの街づくりを進める「共生社会ホストタウン」制度を推進、取組の横展開を促進



「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材



大分市では、大分国際車いすマラソン大会の実績を活かし、選手と市民との交流、バリアフリーマップ作成等を推進

第2章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第1節 障害のある子供の教育・育成に関する施策

○ 特別支援学校学習指導要領等の改訂

障害の特性に応じた指導上の配慮の充実、個別の教育支援計画や指導計画を全児童生徒に作成

○ 学習者用デジタル教科書の制度化

文字の拡大、音声読み上げ等の機能により、視覚障害、発達障害等、紙の教科書での学習が困難な児童生徒を支援

＜学習者用デジタル教科書＞



○ 切れ目ない支援体制の整備（教育と福祉等の連携）

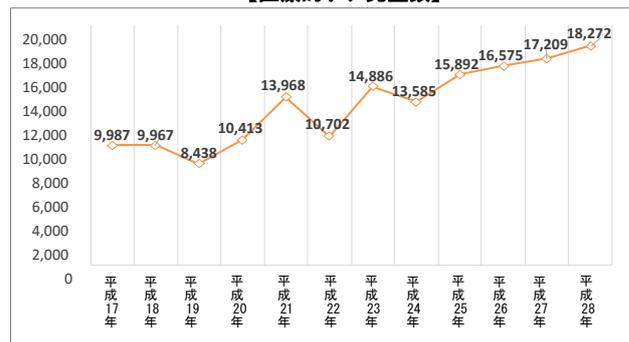
特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、就業・社会参加までの切れ目ない支援体制の整備（連携支援コーディネーターによる支援等）

○ 医療的ケアが必要な子供と家族を支える取組

学校において高度な医療的ケアに対応するため、看護師の配置や、医師と連携した校内支援体制の構築を推進。また、ケア児を支援する施設が親の就業も支援する等の民間の取組事例も紹介



【医療的ケア児童数】



平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）報告」

○ 社会的及び職業的自立の促進

・生涯を通じた活躍の支援（文部科学省 障害者活躍推進プラン）

障害のある人がその個性や能力を生かして社会でより一層活躍できるよう、学校教育、生涯学習、文化芸術、スポーツ等の様々な分野における活躍推進方策を策定、実施

第2節 雇用・就労の促進施策

○ 公務部門における障害者雇用状況の不適切計上事案とこれを受けた対応

事案の検証を踏まえ、関係閣僚会議として取りまとめた「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づき、法定雇用率の速やかな達成と、国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大等に向けた取組を推進

本年3月、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況の的確な把握等の措置を盛り込んだ障害者雇用促進法改正案を国会に提出

○ 障害のある人への地域における就労支援

身近な地域での就業面及び生活面の一体的な支援の実施、福祉的就労から一般就労への移行等の支援

○ 障害特性に応じた雇用支援策の充実

ハローワークに配置したトータルサポーターによるきめ細かな相談支援、在宅就業に取り組む障害者や事業者への支援

○ 障害者の就労支援における農福連携

農業分野に取り組もうとする就労継続支援事業所に農業分野の専門家を派遣し、農業に関する知識・技術習得や販売・加工の助言・指導等を実施



地元農産品からジャムやジュースを製造し、販売

第3章 日々の暮らしの基盤づくり

第1節 生活安定のための施策

○ 障害福祉サービスの計画的な基盤整備

精神障害者の地域生活を支える包括的な支援体制の構築、障害児支援の提供体制整備や発達障害者支援の一層の充実

○ 2018年度障害福祉サービス等報酬改定

障害者の重度化・高齢化への対応、一人暮らしを支援する「自立生活援助」の創設、医療的ケア児への支援の充実、長期入院精神障害者の地域生活移行促進、一般就労への定着の支援

○ 障害者虐待防止対策の推進

未然防止、迅速対応のための地域における関係機関の協力体制の整備、虐待防止や権利擁護等の指導的な役割を担う者の養成

○ 地域における発達障害者支援体制の整備

当事者同士のピアサポート、ペアレントプログラム・ペアレントメンターによる家族支援、発達障害者支援センターを中心とした相談・就業支援など地域の支援体制・対応力の強化

○ スポーツの振興

・ スポーツを通じた共生社会実現に向けた取組

「パラリンピック教育普及啓発事業」として、パラリンピック競技の指導方法を学ぶ「教員向けパラリンピック教育研修会」や「市民向けパラリンピック競技体験型イベント」を開催



市民向けパラリンピック競技体験型イベントにおけるゴールボールと車いすポートボールの様子

○ 文化芸術活動の振興

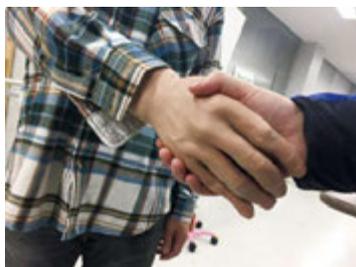
・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画

障害者による文化芸術活動の幅広い促進、芸術作品等の創造への支援強化や、障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表等を促進

○ 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

・ 障害者自立支援機器等の開発促進

企業等への開発助成や、支援機器に対する開発側のシーズと障害のある人のニーズとのマッチングの支援



開発中の筋電義手のモデル
(写真手前の手)

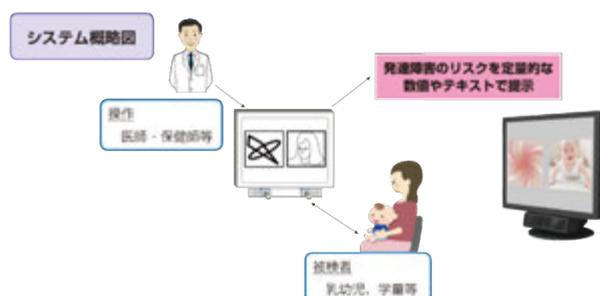


様々な形状に対しても指関節が適切に曲がり、自然な見た目を持つことが可能

第2節 保健・医療施策

○ 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進

発達障害や精神障害の診断支援技術の研究開発



注視点検出による発達障害診断システム（2019年度治験開始予定）

第4章 住みよい環境の基盤づくり

第1節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策

○ 移動等の円滑化の一層の促進

・ バリアフリー法の改正

理念規定の新設、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化等

○ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

・ 心のバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人等が公共交通機関を利用する際等の支援、接遇を的確に行うための研修プログラムやマニュアルを交通事業者や観光事業者に向けて作成、教育・研修を促進

○ 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

・ ホテル・旅館、観光地のバリアフリー化

障害のある人等がより円滑にホテル・旅館を利用できるよう、バリアフリー客室基準を改正。また、「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を作成し公表

○ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

・ 主要鉄道駅・主要ターミナルにおけるバリアフリー化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、バリアフリールートの複数化、エレベータの大型化やホームドアの設置等のバリアフリーの高度化を推進

	1日当たりの平均利用者数 3,000人以上の旅客施設数	2017年度末		1日当たりの平均利用者数 3,000人以上かつトイレを設置している旅客施設数	2017年度末 障害者用トイレ
		段差の解消	視覚障害者誘導用ブロック		
鉄軌道駅	3,575	3,192 (89.3%)	3,372 (94.3%)	3,340	2,846 (85.2%)

資料：国土交通省「移動等円滑化実績等報告書」（2018年）

・ ICTの活用によるシームレスな移動の実現

屋内外を問わず、現在位置やバリアフリーに関する情報を容易に入手できるよう、GPSの届かない地下街等における空間情報インフラの整備や、施設のバリアフリー情報を含む各種データのオープンデータ化等を推進



車椅子利用体験や視覚障害者疑似体験、介助体験等を通じて障害のある人やバリアフリーに対する理解を深める「バリアフリー教室」の様子

○ 防災、防犯対策の推進

・ 救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用

タブレットやスマートフォンで多言語音声翻訳アプリを利用し、救急隊員が外国人や聴覚に障害のある人と円滑なコミュニケーションを図ることが可能

・ 音声によらない 119 番通報

聴覚・言語機能に障害のある人など音声通話での 119 番通報が困難な人が、スマートフォンなどを活用して音声によらずに消防への通報を行える「Net119 緊急通報システム」を運用

第 2 節 障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

○ 情報バリアフリーの促進

障害に対応する ICT 技術の開発を推進する企業等への助成や、音声認識技術の高度化を推進

○ コミュニケーション支援体制の充実

・ 電話リレーサービス

聴覚に障害がある人が家族などに頼らずに電話をかけられるよう、手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置して支援する「電話リレーサービス」を推進



電話リレーサービス（資料：日本財団）

○ 障害者の情報アクセス機会の充実に係る著作権法の一部改正

視覚障害者等のために書籍の音訳等を権利者の許可なく行うことを認める規定について、音訳等を提供できる障害者の範囲の拡大や、音訳等を行える主体の拡大（一定の要件を満たせば文化庁長官の指定を受けることなく行えるよう見直し）

第5章 国際的な取組

○ 国際協力等の推進

・ 障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト

国内武力紛争による被害と障害という二重の困難に直面する人々の社会復帰を目指し、公的サービスへのアクセシビリティ向上、非障害者の障害理解の促進や能力強化の分野で協力



カカオ豆の木の栽培を学ぶ身体障害者



ピア・カウンセリングによる心のケア

参考資料

障害者に関するマーク（一例）

				
障害者のための国際シンボルマーク	盲人のための国際シンボルマーク	身体障害者標識（身体障害者マーク）	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	ほじょ犬マーク
障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマーク	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク	身体障害者補助犬法（公共施設、交通機関や民間施設は身体障害者の身体障害者補助犬同伴を受け入れる義務）を啓発するマーク
				
耳マーク	オストメイト／オストメイト用設備マーク	ハート・プラスマーク	「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク	ヘルプマーク
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク	オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表すマーク	身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表すマーク	白杖を頭上に掲げている視覚障害者を見かけたら進んで支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動を啓発するマーク	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを知らせるマーク